

一般財団法人武蔵野市開発公社吉祥寺デッキ事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人武蔵野市開発公社（以下、「公社」という。）がふれあいデッキこもれびの一部（以下、「吉祥寺デッキ」という。）を貸し出す事業（以下、「吉祥寺デッキ事業」という。）を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 公社は、武蔵野市吉祥寺本町1丁目8番16号内の吉祥寺デッキにおいて吉祥寺デッキ事業を行うこととする。

(使用内容)

第3条 街の活性化、にぎわいの創出に帰する事業として、公社理事長（以下、「理事長」という。）が認める内容について、吉祥寺デッキを使用することができる。

(休止期間)

第4条 吉祥寺デッキ事業の休止期間は、コピス吉祥寺の休館日及び工事期間中とする。

(使用申請)

第5条 吉祥寺デッキの使用を希望する者は、吉祥寺デッキ使用申請書（第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

(使用仮申請)

第6条 吉祥寺デッキの使用を希望する者は、吉祥寺デッキ使用仮申請書（第2号様式）を理事長へ提出することができる。

2 前項の規定による吉祥寺デッキ事業の仮申請受付期間は、その使用しようとする日の6か月前から1か月前までの間とする。

3 第1項による仮申請の有効期間は、その使用しようとする日の1か月前までとする。

(使用の決定及び通知)

第7条 理事長は、第5条に規定する申請があったときは、その申請内容を審査し、吉祥寺デッキの使用の可否を決定し、申請者に通知する。

(使用料)

第 8 条 前条の使用の決定について、通知を受けた者（以下、「使用者」という。）は、別表 1 に定める使用料を納入しなければならない。

（使用料の減免）

第 9 条 理事長は、別表 2 に定める使用者について、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用許可）

第 10 条 第 8 条の規定により、使用料を納付が認められた場合には、吉祥寺デッキ使用許可証（第 3 号様式）を交付するものとする。

2 理事長は、前項の規定による吉祥寺デッキ使用許可証の交付の際に、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の中止）

第 11 条 使用者が使用の中止を申し出た場合、次に掲げる費用を返金するものとする。

(1) その使用する日から起算して 31 日以上前 使用料の 100 分の 100

(2) その使用する日から起算して 15 日以上前 使用料の 100 分の 50

(3) その使用する日から起算して 14 日以降 返還なし

2 前項の起算日が公社休業日の場合、翌営業日とする。

付 則

この要領は平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は平成 29 年 4 月 7 日から施行する。

付 則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 8 条関係)

使用期間	日中 (9～17時)	夜間 (18～22時)	終日 (9～22時)
平日	55,000円	33,000円	88,000円
土日祝日	110,000円	66,000円	176,000円

消費税等含む

別表 2 (第 9 条関係)

対象	減免条件
武蔵野市が主催する事業	免除
武蔵野市出資団体及び援助団体並びに武蔵野商工会議所が主催する事業	免除
コピス吉祥寺が主催する販売促進事業	免除
コピス吉祥寺又はコピスエフエフのテナントが行う事業	使用料の額の 100 分の 50 に相当する額